第１２回　総会議事録

１　開催の日時　　　令和３年６月２８日（月）午後２時００分～午後３時１５分

２　開催の場所　　　ホテル白鳥　３階　鳳凰の間

３　議事日程

議事録署名委員の指名について

議　第７０号　　農地法第３条第１項の規定による許可申請について

議　第７１号　　農地法第４条第１項の規定による許可申請について

議　第７２号　　農地法第５条第１項の規定による許可申請について

議　第７３号　　非農地確認について

議　第７４号　　松江市農用地利用集積計画の決定について

議　第７５号　　松江農業振興地域整備計画の変更について

報告第２１号　　会長専決処分の報告

報告第２２号　　事務局長専決処分の報告

４　出席委員（１８名）　　欠席委員（１名）

１番	石倉　由美子	（出）	２番	足立　裕子	（出）	３番	勝田　達雄	（出）
４番	宮廻　彰夫	（出）	５番	渡部　文明	（出）	６番	吉岡　幸雄	（出）
７番	角田　正紀	（出）	８番	古藤　一郎	（出）	９番	岸本　定朝	（出）
１０番	角　智則	（出）	１１番	青砥　芳美	（出）	１２番	磯部　美津子	（出）
１３番	吉岡　雅裕	（出）	１４番	松本　喜次	（出）	１５番	永江　りえ	（出）
１６番	矢野　秀行	（出）	１７番	冨士本　数彦	（欠）	１８番	高橋　裕典	（出）
１９番	三島　進	（出）						

５　事務局職員出席者

農業委員会

事務局長	大谷　敦夫	農業企画係副主任	山野　洋介
農地係長	野津　慎一	農地係副主任	高尾　祥和
農地係主幹	森田　稔	農地係主任主事	山田　真之
農地係主任	佐藤　努		

６　会議内容

議　　　　　長 （三島会長）	定刻になりました。それでは、ただ今から第１２回松江市農業委員会総会を開会します。最初に、出席委員数を確認します。本日の欠席届は、１７番委員から提出されています。委員定数１９名のうち、１８人の出席となっております。過半数を超えていますので、本総会が成立していることを報告します。 次に本日の議事録署名委員を指名します。３番委員、４番委員にお願いします。続いて書記を任命します。事務局の高尾副主任と山田主任主事にお願いします。 それでは、議事にはいります。議第７０号「農地法第３条第１項の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事　　務　　局	それでは議第７０号、今月の農地法第３条の許可申請についてご説明いたします。お手元の議案の２ページと併せて「農地法第３条説明資料」をご覧ください。今月の農地法第３条の許可申請は１１件１７筆で、いずれも所有権移転の案件です。 それでは６番の案件についてご説明いたします。申請は古曽志町の田２筆と畑２筆を贈与されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、譲受人からの要望によるものです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、自宅から近く、耕作に便利なためです。受け人の世帯は、トラクター、耕運機、田植機等の農業用機械を所有されております。取得後は野菜を栽培されます。第３条第２項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。 つづいて７番の案件についてご説明いたします。申請は浜佐田町の畑１筆を売買されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足によるものです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、経営規模の拡大を図るためです。受け人の世帯は、管理機等の農業用機械を所有されております。取得後は野菜を栽培されます。第３条第２項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。 つづいて８番の案件についてご説明いたします。申請は東持田町の現況畑の田１筆を売買されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、譲受人からの要望によるものです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、経営規模の拡大を図るためです。受け人の世帯は、トラクター、耕運機、管理機等の農業用機械を所有されております。取得後はそばを栽培されます。第３条第２項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。 つづいて９番の案件についてご説明いたします。申請は東持田町の現況畑の田１筆を売買されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、譲受人からの要望によるものです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、経営規模の拡大を図るためです。受け人の世帯は、トラクター、耕運機、管理機等の農業用機械を所有されております。取得後はそばを栽培されます。第３条第２項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。 つづいて１０番の案件についてご説明いたします。申請は東持田町の現況畑の田１筆を売買されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、譲受人からの要望によるものです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、経営規模の拡大を図るためです。受け人の世帯は、トラクター、耕運機、管理機等の農業用機械を所有されております。取得後はそばを栽培されます。第３条第２項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。 つづいて１１番の案件についてご説明いたします。申請は東持田町の現況畑の田２筆を売買されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、譲受人からの要

事　　務　　局	望によるものです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、経営規模の拡大を図るためです。受け人の世帯は、トラクター、耕運機、管理機等の農業用機械を所有されております。取得後はそばを栽培されます。第３条第２項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。 　つづいて１２番の案件についてご説明いたします。申請は東出雲町上意東の現況畑の田２筆を売買されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足によるものです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、経営規模の拡大を図るためです。受け人の世帯は、トラクター、コンバイン、軽トラック、移植機等の農業用機械を所有されております。取得後は野菜を栽培されます。第３条第２項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。 　つづいて１３番の案件についてご説明いたします。申請は八雲町西岩坂の畑１筆を売買されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足によるものです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、経営規模の拡大を図るためです。受け人の世帯は、トラクター、耕運機、田植機、コンバイン、運搬車等の農業用機械を所有されております。取得後は野菜を栽培されます。第３条第２項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。 　つづいて１４番の案件についてご説明いたします。申請は宍道町上来待の田１筆と、現況畑の田１筆を贈与されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、県外在住により、管理できないためです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、自宅から近く、耕作に便利なためです。受け人の世帯は、トラクター、耕運機等の農業用機械をリースされております。取得後は水稲と野菜を栽培されます。第３条第２項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。 　つづいて１５番の案件についてご説明いたします。申請は八束町波入の畑１筆を贈与されるものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、譲受人からの要望によるものです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、自宅から近く、耕作に便利なためです。受け人の世帯は、トラクター、耕運機、成形機等の農業用機械を所有されております。取得後は野菜を栽培されます。第３条第２項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。 　最後に１６番の案件についてご説明いたします。申請は八束町江島の畑１筆を贈与されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、家庭の事情によるものです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、同じく家庭の事情によるものです。受け人の世帯は、トラクター、耕運機、管理機、草刈機、噴霧器、洗浄機等の農業用機械を所有されております。取得後は野菜を栽培されます。第３条第２項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。 　以上、本案件は、いずれも農地法第３条第２項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議の程よろしくお願いいたします。
議　　　　　長	それでは、現地調査班からの報告をお願いします。
１　２　番　委　員	いずれの案件も、事務局からの説明の通り、許可相当であると判断いたしました。
議　　　　　長	それではこれより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。
１　０　番　委　員	８番から１１番の案件については、受け手が会社役員であるとのことだが、今後当該農地において継続的かつ適切に農業を行うことができる見込みがあるか伺う。また、現地の現況はどうなっているか伺う。

事　　務　　局	当該案件の受け手については、個人としてすでに農業経営の実績があり、その経営規模や所有する農業用機械の状況から、許可相当であると判断いたしました。また、現地の状況については、当該地区担当農業委員、農地利用最適化推進委員、地元農業者等にも事前に立会をしていただいており、取得後、そばの栽培が可能な状態であることを確認しております。
１　０　番　委　員	分かりました。
議　　　　　長	ほかにございませんか。
	（なしの声）
議　　　　　長	ないようでございますので、採決いたします。議第７０号は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
	（異議なしの声）
議　　　　　長	ご異議なしということですので、議第７０号は原案のとおり許可することに決します。次に議第７１号「農地法第４条第１項の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。
事　　務　　局	議第７１号、今月の農地法第４条の規定による許可申請について説明いたします。議案の６ページと併せて、農地法第４条、第５条の説明資料をご覧ください。 初めに、４条８番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は朝酌町の１筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、10ha 以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第２種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが農用地区域外です。転用目的は、自宅進入路です。転用面積は 48 ㎡、所要面積も同様の 48 ㎡です。事業計画ですが、申請地を整備して、自宅進入路とするものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。 つづいて４条９番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は宍道町上来待の 1 筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha 以上の連坦がなく、過去に公共投資もないことから第 2 種農地と判断しました。土地利用計画との調整ですが農用地区域外です。転用目的は、墓地の移転です。転用面積は 9 ㎡、所要面積も同様の 9 ㎡です。事業計画ですが、申請地を整備し、墓地を移転するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。 以上上程いたしました案件はいずれも農地法第 4 条第 6 項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。
議　　　　　長	それでは、現地調査班からの報告をお願いします。
１　２　委　員	いずれの案件も、事務局からの説明にあった通り、許可相当であると判断しました。
議　　　　　長	それではこれより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。
	（なしの声）
議　　　　　長	ないようでございますので、採決いたします。議第７１号は、島根県農業会議からの意見聴取が不要の案件でございます。議第７１号は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
	（異議なしの声）
議　　　　　長	ご異議なしということですので、議第７１号は、原案のとおり許可することに決します。次に議第７２号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。

事　　務　　局　議第７２号、今月の農地法第５条の規定による許可申請について説明いたします。議案の８ページと併せて、農地法第４条、第５条の説明資料をご覧ください。

初めに、５条１９番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は鷹津町の３筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和Ａ区域です。農地区分は、10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第１種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが農用地区域外です。転用目的は、共同住宅です。許可該当条項は、農地法施行規則第３３条第４号で集落接続に該当します。転用面積は 854 ㎡、所要面積も同様の 854 ㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備し、共同住宅１棟を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

つづいて５条２０番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は福原町の１筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和Ｂ区域です。農地区分は、10ha 以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第２種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は個人住宅です。転用面積は 368 ㎡、所要面積は実測面積の 380.22 ㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備し、個人住宅１棟を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

つづいて５条の２１番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は大庭町の 1 筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、10ha 以上の連担があることから第 1 種農地と判断しました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は個人住宅です。許可該当条項は農地法施行規則第 33 条第 4 号で、集落接続に該当するものです。転用面積は 230 ㎡、所要面積も同じく 230 ㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、現在の事業者の住居地が県の事業の対象となったため申請地を整備して個人住宅を建築するものです。事業の詳細・資金計画につきましてはご覧のとおりです。

つづいて５条の２２番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は大庭町の 1 筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、10ha 以上の連担がなく、過去に公共投資もないことから第 2 種農地と判断しました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は分家住宅です。転用面積は 366 ㎡、所要面積も 366 ㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備し、分家住宅を建設するものです。事業の詳細・資金計画につきましてはご覧のとおりです。

つづいて５条２３番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は鹿島町名分の１筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha 以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第２種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は個人住宅です。転用面積は 618 ㎡、所要面積も同様の 618 ㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備し、個人住宅１棟を建築するものです。なお、追認案件となることから、始末書が提出されております。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

つづいて５条の２４番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は玉湯町湯町の 1 筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和 A 区域です。農地区分は、駅から 500m以内であることから第 2 種農地と判断しました。

事　務　局　土地利用計画との調整ですが、年月日は不明ですが農振除外済みです。転用目的は建売住宅 10 棟の建設です。転用面積は 790 ㎡、所要面積は隣接の雑種地を含む 2572.07 ㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を事業者が宅地造成し、土地購入者との売買契約締結後に事業者が指定する建築業者が建売住宅を建築するものです。3 年以内に土地購入者が見つからず、土地売買契約を締結できない場合には事業者自身が住宅を建築します。事業の詳細・資金計画につきましてはご覧のとおりです。

つづいて５条の２５番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は宍道町宍道の 1 筆です。都市計画区域区分は都市計画区域内の用途地域です。農地区分は、用途地域であることから第 3 種農地と判断しました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は車庫及び駐車場敷地です。転用面積は 190 ㎡、所要面積も 190 ㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、車庫建設及び駐車場敷地として使用するものです。事業の詳細・資金計画につきましてはご覧のとおりです。

つづいて５条の２６番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は宍道町佐々布の 1 筆です。都市計画区域区分は都市計画区域内のその他です。農地区分は、10ha 以上の連坦がなく、過去に公共投資もないことから第 2 種農地と判断しました。土地利用計画との調整ですが、令和 3 年 6 月 10 日に農振除外済です。転用目的は倉庫の建設です。転用面積は 4.32 ㎡、所要面積は隣接する倉庫部分を含めた 64.17 ㎡です。権利の種類は所有権の移転です。追認案件となることから始末書が提出されています。事業の詳細・資金計画につきましてはご覧のとおりです。

つづいて５条２７番について説明いたします。賃借人、賃貸人はご覧のとおりです。転用場所は西尾町の２筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和Ｂ区域です。農地区分は、10ha 以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第２種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は仮設事務所です。転用面積は 580 ㎡、所要面積も同様の 580 ㎡です。権利の種類は賃借権の設定で、一時転用期間は令和 4 年 10 月 31 日までです。事業計画ですが、申請地を●●●●工事に伴う仮設事務所として一時転用するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

つづいて５条２８番について説明いたします。賃借人、賃貸人はご覧のとおりです。転用場所は朝酌町の４筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、10ha 以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第２種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は工事作業ヤード及び資材置場です。転用面積は 3,096 ㎡、所要面積も同様の 3,096 ㎡です。権利の種類は賃借権の設定で、一時転用期間は令和 4 年 3 月 31 日までです。事業計画ですが、申請地を●●●●工事作業ヤード及び資材置場として一時転用するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

つづいて５条２９番について説明いたします。賃借人、賃貸人はご覧のとおりです。転用場所は新庄町の４筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、10ha 以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第２種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は産業廃棄物積替保管、選別場所及び駐車場です。転用面積は 4,744 ㎡、所要面積も同様の 4,744 ㎡です。権利の種類は賃借権の設定です。事業計画ですが、申請地を産業廃棄物積替保管、選

事　務　局

別場所及び駐車場とするものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

つづいて５条３０番について説明いたします。賃借人、賃貸人はご覧のとおりです。転用場所は鹿島町佐陀本郷の２筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、300m以内に市役所の支所があることから、第３種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、令和３年６月 10 日付けで農振除外済みです。転用目的は●●●●の建築です。転用面積は 2,642 ㎡、所要面積も同様の 2,642 ㎡です。権利の種類は賃借権の設定です。事業計画ですが、申請地を整備し●●●●の建築をするものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

つづいて５条の３１番について説明いたします。借人、貸人はご覧のとおりです。転用場所は八幡町の 1 筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、過去に土地改良があることから第 1 種農地と判断しました。土地利用計画との調整ですが、令和 3 年 6 月 10 日に農振除外済です。転用目的は分家住宅の建築です。許可該当条項は農地法施行規則第 33 条第 4 号で、集落接続に該当するものです。転用面積は 390 ㎡、所要面積も 390 ㎡です。権利の種類は使用貸借権の設定です。事業計画ですが、申請地を整備し、分家住宅を建築するものです。事業の詳細・資金計画につきましてはご覧のとおりです。

つづいて５条の３２番について説明いたします。借人、貸人はご覧のとおりです。転用場所は東出雲町春日の 1 筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和Ａ区域です。農地区分は、街区の面積に占める宅地面積の割合が 40%を超えていることから 3 種農地と判断しました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は専用住宅の建築です。転用面積は 248 ㎡、所要面積も 248 ㎡です。権利の種類は使用貸借権の設定です。事業計画ですが、申請地を整備し、専用住宅を建築するものです。事業の詳細・資金計画につきましてはご覧のとおりです。

つづいて５条の３３番について説明いたします。借人、貸人はご覧のとおりです。転用場所は八雲町東岩坂の 1 筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、過去に土地改良があることから第 1 種農地と判断しました。土地利用計画との調整ですが、令和 3 年 6 月 10 日に農振除外済みです。転用目的は個人住宅の建築です。転用面積は 1282 ㎡、の内 437 ㎡、所要面積も 437 ㎡です。権利の種類は使用貸借権の設定です。事業計画ですが、申請地を整備し、個人住宅、農機具倉庫及び物置を建築するものです。事業の詳細・資金計画につきましてはご覧のとおりです。

つづいて５条３４番について説明いたします。借人、貸人はご覧のとおりです。転用場所は八束町江島の２筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。土地利用計画との調整ですが農用地区域です。転用目的は、工事用道路、作業ヤードです。許可該当条項は、農地法施行令第 4 条第 1 項第 1 号で、農用地区域内で行う一時転用に該当します。転用面積は 716 ㎡、所要面積も同様の 716 ㎡です。権利の種類は使用貸借権の設定で、一時転用期間は令和 4 年 3 月 31 日までです。事業計画ですが、申請地を整備し●●●●工事に伴う工事用道路、作業ヤードとして一時転用するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

つづいて５条３５番について説明いたします。借人、貸人はご覧のとおりです。転用場所は八束町江島の１筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。土地利用計画との調整ですが農用地区域です。転用目的は、工事用道路です。許可該当条項は、農地法施行令第 4 条第 1 項第 1 号で、農用地区域内で行う一時転用に該当します。転

事　務　局	用面積は 23 ㎡、所要面積も同様の 23 ㎡です。権利の種類は使用貸借権の設定で、一時転用期間は令和 4 年 3 月 31 日までです。事業計画ですが、申請地を整備し●●●●工事に伴う工事用道路として一時転用するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。 以上、上程いたしました案件は、いずれも農地法第５条第２項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。
議　長	それでは、現地調査班からの報告をお願いします。
１２番委員	いずれの案件も、事務局からの説明にあった通り、許可相当であると判断しました。
議　長	それではこれより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。
	（なしの声）
議　長	ないようでございますので、採決いたします。はじめに、議第７２号のうち、島根県農業会議からの意見聴取が不要である、番号１９番、２１番、２８番、２９番、３１番、３３番以外の案件について採決いたします。議第７２号のうち、番号１９番、２１番、２８番、２９番、３１番、３３番以外の案件について、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
	（異議なしの声）
議　長	ご異議なしということですので、議第７２号のうち、番号１９番、２１番、２８番、２９番、３１番、３３番以外の案件については、原案のとおり許可することに決します。次に、議第７２号のうち、島根県農業会議からの意見聴取が必要となる、番号１９番、２１番、２８番、２９番、３１番、３３番について、採決いたします。議第７２号の番号１９番、２１番、２８番、２９番、３１番、３３番は、原案のとおり許可相当であると確認することにご異議ありませんか。
	（異議なしの声）
議　長	ご異議なしということですので、議第７２号の番号１９番、２１番、２８番、２９番、３１番、３３番は、原案のとおり許可相当であると確認することに決します。次に、議第７３号「非農地確認について」を上程します。事務局の説明をお願いします。
事　務　局	それでは、議第７３号、非農地確認についてご説明いたします。議案と併せて「非農地確認についての説明資料」をご覧ください。今月上程いたします非農地証明願は６件３６筆です。 それでは４番の案件についてご説明いたします。土地の所在は、西谷町の市街化調整区域、農用地区域外の畑１筆で、申請人はご覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。申請地は、市道下古志 2 号線と市道舟垣谷線の接地点の北側に位置しています。現地確認した際の現地の状況ですが、3 月 25 日に申請者代理人の立ち合いの下、１３番委員と事務局で現地確認を行いました。現地は、農地法施行以前に転用されたため、現在は住宅の建物敷地となっており、今後農地としての再生は困難な状況です。 つづいて５番の案件についてご説明いたします。土地の所在は、古曽志町の市街化調整区域、農用地区域外の畑２筆で、申請人はご覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。申請地は、市道古志大野線から市道古曽志牛切線に入り、北に 350 メートル進んだ地点の西約 50 メートルの地点と、同じく西約 300 メートルの地点に位置しています。現地確認した際の現地の状況ですが、6 月 15 日に申請者代理人の立会いの下、古江地区担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地確認を行いました。現

事　　務　　局　地は、昭和60年頃から耕作放棄され、現在は雑木等が繁茂し、山林と一体化しており、今後農地としての再生は困難な状況です。

つづいて６番の案件についてご説明いたします。土地の所在は、大庭町の市街化調整区域、農用地区域内の田１筆と、佐草町の市街化調整区域、農用地区域内の田４筆と、同じく佐草町の市街化調整区域、農用地区域外の田５筆と畑３筆と、東忌部町の市街化調整区域、農用地区域外の田１筆と畑２筆、計１６筆で、申請人はご覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。申請地は、市道大庭布志名線から市道公園墓地中央線に入り、南に約50メートル進んだ地点の東に位置する大庭町の１筆。続いて市道高岡橋端線から市道佐草大谷平原線に入り、南に約 200 メートル進んだ地点の東約 100 メートルの地点に位置する３筆。続いて市道高岡橋端線から市道佐草大谷平原線に入り、南に約200メートル進んだ地点の南東約50メートルの地点に位置する１筆。続いて市道佐草大谷平原線から市道高岡橋端線に入り、道なりに約 200 メートル進んだ地点の南側に位置する２筆。続いて市道大庭深田 1 号線から市道佐草大谷平原線に入り、南に約400メートル進んだ地点の東約50メートルの地点に位置する１筆。続いて市道大庭深田 1 号線から市道佐草大谷平原線に入り、南方面道なりに約 500 メートル進んだ地点の道路沿い北側の地点に位置する１筆。続いて市道大庭深田 1 号線から市道佐草大谷平原線に入り、南方面道なりに約 500 メートル進んだ地点の道路沿い北東側の地点に位置する１筆。続いて市道佐草大谷平原線から市道橋端 1 号線に入り、道なりに約 150 メートル進んだ地点の西側に位置する３筆。続いて市道佐草大谷平原線から市道橋端 1 号線に入り、道なりに約 100 メートル進んだ地点の北西約 150 メートルの地点に位置する２筆。最後に市道橋端 1 号線から市道佐草大谷平原線に入り、道なりに約30メートル進んだ地点の西側道路沿いに位置する１筆の計１６筆です。現地確認した際の現地の状況ですが、6 月 10 日に申請者の立会いの下、１１番委員と忌部地区担当農地利用最適化推進委員と大庭地区担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地確認を行いました。現地は、いずれの農地も昭和 40 年頃ないし 60 年頃から耕作放棄され、現在は雑木等が繁茂し、山林と一体化しており、今後農地としての再生は困難な状況です。

つづいて７番の案件についてご説明いたします。土地の所在は、美保関町菅浦の都市計画区域外、農用地区域外の田２筆と畑６筆で、申請人はご覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。申請地は、市道菅浦中央線から菅浦公民館前の道路に入り、道なりに270メートル進んだ地点の東約15メートルの地点に位置する１筆。続いて市道菅浦中央線から菅浦公民館前の道路に入り、道なりに45メートル進んだ地点の南約30メートルの地点に位置する１筆。続いて市道菅浦線から主要地方道松江鹿島美保関線に入り、南東の道路に入って道なりに約 300 メートル進んだ地点から南東約 300 メートルの地点に位置する１筆。続いて菅浦バス停から市道菅浦北浦線を北西に 180メートル進んだ地点から北東の道路に入り、道なりに150メートル進んだ地点の東側75メートルの地点に位置する１筆。続いて市道菅浦立花線と市道菅浦立花 3 号支線の接地点から南東約 150 メートルの地点に位置する１筆。最後に市道菅浦立花 3 号支線から市道菅浦立花線に入り、道なりに100メートル進んだ地点の東側90メートルの地点に位置する３筆の計８筆です。現地確認した際の現地の状況ですが、申請者の立会いの下、6 月 11 日に美保関地区担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地確認を行いました。現地は、昭和40年頃から耕作放棄され、現在は雑木等が繁茂し、周囲の山林と一体化しており、今後農地としての再生は困難な状況です。

事務局	つづいて８番の案件についてご説明いたします。土地の所在は八雲町東岩坂の都市計画区域外、農用地区域外の田１筆で、申請人はご覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。申請地は、市道安田川原線から市道鑓溝線に入り、道なりに約 180 メートル進んだ地点の道沿い南側に位置しています。現地確認した際の現地の状況ですが、6 月 4 日に申請者の立会いの下、八雲地区担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地確認を行いました。現地は、平成 12 年頃から耕作放棄され、現在は雑木等が繁茂し、今後農地としての再生は困難な状況です。 最後に９番の案件についてご説明いたします。土地の所在は、八雲町熊野の都市計画区域外、農用地区域内の田２筆と畑６筆、計８筆で、申請者はご覧のとおりです。土地の状況についてご説明いたします。申請地は、市道島村稲葉線から市道空稲場線に入り、約 280 メートル進んだ地点の南西 20 メートルから 60 メートルの地点に位置する７筆と、市道島村稲場線から市道空稲葉線に入り、約 45 メートル進んだ地点の北東約 100 メートルの地点に位置する１筆の計８筆です。現地確認した際の現地の状況ですが、5 月 24 日に申請者の立会いの下、八雲地区担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地確認を行いました。現地は、昭和 45 年頃から耕作放棄され、現在は雑木等が繁茂し、今後農地としての再生は困難な状況です。 以上、ご報告しましたとおり、本案件は当該の土地を農地に復元するための物理的な条件整備が困難なケースであり、農地法第２条第１項に規定する「耕作の目的に供される土地」ではないと考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは番号４番、６番につきましては、現地確認を行った農業委員からの報告をお願いします。
１３番委員	４番の案件については、先ほど事務局からの説明にあったとおり、非農地相当であると判断いたしました。
１１番委員	６番の案件については、忌部地区部分、大庭地区部分ともに事務局から説明のあったとおり、非農地相当であると判断いたしました。
議長	それでは審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地確認委員の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。
	(なしの声)
議長	ないようでございますので、採決します。議第７３号は原案のとおり確認することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議長	ご異議なしということですので、議第７３号は原案のとおり確認することに決します。次に議第７４号「松江市農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。事務局の説明をお願いします。
事務局	議第７４号「松江市農用地利用集積計画の決定について」のご説明をいたします。 はじめに農用地利用集積計画の所有権移転についてご説明いたします。所１は、古江地区、田１筆の売買による所有権移転です。譲渡人の方は、労力不足により売りたいとのことで、譲受人の方は、経営規模拡大のため買いたいとの要望があったため、今回利用集積計画に挙げ、所有権移転するものです。売買価格は、議案に記載のとおりです。 続いて、農用地利用集積計画の相対契約についてご説明いたします。利１は朝酌地区の新規案件です。利２は持田地区の更新案件です。利３と４は本庄地区の案件で、利３は新規案件です。利５は津田地区の１筆が新規案件です。利６は島根地区の新規

事　務　局　案件です。利７は東出雲地区の新規案件です。利８は八雲地区の新規案件です。以上、今回の利用権設定における相対契約の地目別面積は、田 14,115 ㎡、畑 4,261 ㎡、合計面積 18,376 ㎡となります。

つづいて農用地利用集積計画の転貸契約についてご説明いたします。すべて機構転貸の案件となります。転１から転６２は美保関町千酌地区、更新案件です。転６３は秋鹿地区の案件で 1 筆が新規案件です。転６４は生馬地区、新規案件です。転６５は朝酌地区、更新案件です。以上、今回の利用権設定における転貸契約の地目別面積は、田 17,645 ㎡、畑 0 ㎡、合計面積 17,645 ㎡となります。以上、ご審議のほどお願いいたします。

議　　長　説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

（なしの声）

議　　長　ないようでございますので、採決いたします。議第７４号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議　　長　ご異議なしということですので、議第７４号は、原案のとおり決定することに決します。次に議第７５号「松江農業振興地域整備計画の変更について」を上程致します。事務局の説明をお願いします。

事　務　局　議第７５号の「松江農業振興地域整備計画の変更」についてご説明させて頂きます。皆様方には、本日の審議に先立ち、農振除外案件の現地調査にお出かけ頂きまして、有難うございました。本日は、あらためて農振除外の各申出についてご説明いたします。それでは表紙に「松江農業振興地域整備計画変更理由書（案）」とあるものをご覧下さい。１ページ目は今回、どういった変更理由で、どれだけの農地が農用地区域から除外されることになるかを一覧にしたものです。つづいて２ページの農用地利用計画変更総括表は、今回の計画変更によって、農用地区域の面積がどう変化するかを一覧にしたものです。3 ページから 4 ページの 2 枚が変更土地調書です。これは、今回の除外の申出について、それぞれ基本的な情報を一覧にしたものです。今回は除外 15 件の申出を受け付けています。5 ページ以降の変更要件確認表は、農業振興地域の整備に関する法律第１３条第２項の要件について、各申出が適合していることについて示した一覧です。続いて別紙「松江農業振興地域整備計画変更理由書（案）付図」をご覧ください。これは、地番や面積、事業計画を付図にまとめたものです。こちらの資料に基づき、各案件のご説明をいたします。

整理番号１番は八束町の案件で、目的は分家住宅の建築です。本家は計画地から南東に約 300 メートル付近にあります。今回の事業計画者である所有者の息子は、近い将来、両親の近くで家を建てる必要があります。本家近くで非農地の土地を探しましたが必要な面積を満たす土地がなかったため当該地を選定しました。

つづいて整理番号２番は大草町の案件です。目的は分家住宅の建築です。申出者は現在、境港のアパートに住んでいますが、本家の近くにある母親の所有地である当該地に住宅を建築するものです。

つづいて整理番号３番は八雲町西岩坂の案件です。目的は学童施設の建築です。北東 400 メートルにある現在の学童施設が老朽化及び土砂災害対応のため移転する必要があります。●●●●施設と隣接することにより、利便性が増し保護者の負担も減るため当該地を選定しました。

事務局　つづいて整理番号４番は宍道町白石の案件です。目的は●●●●施設の継続運営に必要な駐車場の建築です。現在、敷地横の農地を砂利にして駐車場として利用していますが、農振除外及び農地転用の許可を得ていないことが分かりました。駐車場所有者より、所有権移転への同意が得られないため新たな代替地を探す必要があり、今回の土地を選定しております。

つづいて整理番号５番は八雲町日吉の案件です。当該地の奥に太陽光発電施設を設置する計画がありますが、進入通路がないため必要最小範囲において通路を建設する予定があります。進入通路は道幅６メートル×長さ 30.77 メートルで計画中です。

つづいて整理番号６番は八雲町熊野の案件です。目的は住宅の建築です。事業計画者は道路を挟んで北側に居住していますが、建物が老朽化し現在の土地が土砂災害特別警戒区域にあたるため移転が必要です。今住んでいる家の近くで非農地の土地を探しましたが必要な面積を満たす土地がなかったため当該地を選定しました。

つづいて整理番号７番は八雲町東岩坂の案件です。目的は建売用分譲地の建築です。近年、八雲町は国道 432 号線が拡張され、スーパー、コンビニ、保育園などインフラ整備が進み若い世代が子育てしやすい環境にあり移住者も増えています。しかし、近隣の分譲地はすでに埋まっており、住宅用分譲地の建築は地域の発展に効果が見込めます。また、この度の計画をするうえで、地元自治会からも建築に向けた同意を得ていることを確認しています。

つづいて整理番号８番は八雲町東岩坂の案件です。目的は建売用分譲地の建築です。近隣の分譲地はすでに埋まっており、住宅用分譲地を開発し住んでもらうことで、地域の発展効果が見込めます。また、この度の計画をするうえで、地元自治会からも建築に向けた同意を得ています。今回の事業計画は新しく位置指定道路を建設する予定で、計画予定地の奥で農業をしている方への配慮したうえで計画しています。

つづいて整理番号９番は鹿島町佐陀宮内の案件です。鹿島町は若い世代の人口が減少傾向にあります。また、若い夫婦が住むにも町営住宅は空きがなく、家族向けの新築アパートの建設は、地域活性化及び定住対策にも効果が見込め、自治会からも大いに歓迎するという意見もあります。今回の事業計画に必要な面積を満たす代替地がなかったため当該地を選定しました。

最後に整理番号１０番から１５番は、携帯電話無線基地局用地としての除外案件です。総務省の認定を受けて事業を行っており、農用地区域における開発許可不要の案件であり、周辺農地への影響もないと認められることから受付をしています。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長　対象農地につきましては、6 月 1 日に、午前が議席番号１桁の委委員で、午後が議席番号２桁の委員で担当し、２班に分けて現地調査が行われております。それぞれ、代表者から、報告をお願いします。

４番委員　１班の行った現地調査においては、事務局からの説明にあったとおり、いずれの案件も許可相当であると判断いたしました。

１１番委員　２班が行なった現地調査におきましても、事務局からの説明にあったとおり、すべての案件が許可相当であると判断いたしました。

議長　それでは審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査の代表者からの報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

（なしの声）

議　　　　長	ないようでございますので、採決いたします。議第７５号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。
	（異議なしの声）
議　　　　長	ご異議なしということですので、議第７５号は原案のとおり同意することに決します。 次に、報告に入ります。報告第２１号「会長専決処分の報告」報告第２２号「事務局長専決処分の報告」を一括でお願いします。
事　務　局	（報告）
議　　　　長	報告が終わりましたが、これは報告ですのでこれまでとします。 以上で議事を終了しましたので、第１２回松江市農業委員会総会を閉会いたします。